

## 意見陳述書

2012年9月25日

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告 松浦 秀人

(愛媛県原爆被害者の会事務局長)

### 1. 私は原爆被爆者

私は、松浦秀人と申します。被爆者健康手帳を持つ原爆被爆者で、「愛媛県原爆被害者の会」の事務局長をしています。

1945年8月6日、私の母は広島にいました。爆心地から3キロの南観音町という所で、母は被爆しました。そのとき私は母のお腹の中において被爆し、その年の11月に母の実家のある愛媛県今治市で生まれました。いわゆる胎内被爆者です。これまでのところ元気に過ごして参りましたが、いつかは放射線による病気が発症するのではないかと不安に脅えながら生きて来ました。現在66歳です。

広島在地獄の様相については母から繰り返し聞かされました。また、数多くの被爆者からあの日の惨状の聞き取りもしましたが、私自身が直接体験した訳ではありません。しかし、これからの陳述では、「と聞きました」などといちいち付け加えると耳障りですので、それらは省いてまるで実際に体験したかのようにお話しさせていただきます。この点、ご了解下さるようお願い申し上げます。

### 2. 怒りに身体が震えた「直ちに健康に被害はない」との枝野発言

昨年3月の原発事故直後の「直ちに健康に被害はない」との枝野官房長官(当時)の発言には、心の底からの憤りを覚えました。原子炉から何キロも離れた住民に、「直ちに健康に被害がない」のは当たり前です。むしろ恐ろしいのは、後に詳しく述べますが、晩発性障害の危険なのです。

「直ちに健康に被害はないが、後々の晩発性障害の危険性があるので、余分な被曝は避けるよう努めて下さい」と警戒をよびかけるべき局面でした。ところがそれとは逆に、何の被害も心配もないかのように、受け取られることを狙ったとしか思えない悪質な言明でした。

その後の住民の行動が、枝野発言の犯罪性を証明しています。一旦避難した住民は、着替えのためまた家畜やペットの餌やりのために、多くの人々が自宅に引き返す映像がテレビ画面に映し出されました。やがて政府は立入禁止区域に設定したのですが、それまでの間、放射能の危険性を知らされない住民は、事故直後の濃密な放射能汚染の中で何度も自宅に立ち戻り、避けることが出来たはずの不要な被曝を受け続けたのです。テレビの前で、私は怒りに身体を震わせていました。

### 3. 原爆と原発は双子の兄弟

原子爆弾は一瞬にして数万の命を奪いました。そして、たった一発で広島を、長崎を破壊し尽くしました。原子爆弾は、非人道的な悪魔の兵器です。

原子力発電所は、原子爆弾と違って兵器ではありません。しかし、核分裂を利用してエネルギーを発生させるという点では、原子爆弾も原子力発電も物理的な性質は同じです。一瞬にして核分裂を起こさせるか、じわりじわりと長い時間をかけて起こさせるかの違いがあるだけで、その結果生じる放射性物質は全く同一です。言うなれば、原爆と原発は双子の兄弟の関係にあるのです。

そのため、原爆被爆者が戦後苦しめられたさまざまな病気が、悲しいことながら、福島原発の事故による被曝住民の皆さんにも表れるに違いないと、私たち被爆者は心を痛めています。

### 4. 直接被爆していない者たちまで殺されて

原子爆弾は、熱線・爆風・放射線を巨大な規模で放出しました。爆心地近くの地表は数千度に上昇し、暴風が吹き荒れ、火災が起きました。

命からがら逃げ延びることが出来た被爆者は、急ごしらえで作られた救護所に収容されました。そこに運ばれて来た人々は、建物の倒壊などによるケガや火災のヤケドによる負傷者が大半でした。その救護所で重症の患者は、4～5日ほどで次々に亡くなってしまいました。

その頃から、医師や看護婦がそれまで見たこともない奇怪な現象が、起こり始めました。ケガやヤケドの殆どない軽症の者や、中には全く外傷の無い人々が、原因不明の高熱を発し始めたのです。やがて目じりや鼻や耳から血がしたたり落ち、口からの出血や下血も伴いながら、髪の毛が大量に抜けました。そして身体に紫色の斑点がポツポツと出始めると、間もなく亡くなっていったのです。しかも、その中には、原爆炸裂の瞬間には市内に居なかった人、救援部隊の軍人や肉親を捜し求めて市内に駆けつけた人々がいました。それらの人々も、原爆を直接浴びた人たちと、全く同じ症状で亡くなるのです。当時の医療知識では理解不能の症状でした。

後になって、それは放射線による急性障害であることが判明しました。後から市内に入って来た人々は、残留放射線に侵されたのです。そしてまた、放射線による健康被害は、急性障害とは別に、数年乃至数十年を経て発症する晩発性障害があることも、ずっと後年になってから判ってきました。

### 5. 内部被曝を否定する厚労省

東京電力福島第一原発の事故以降、内部被曝、低線量被曝という用語は広く知られています。しかし、原発事故以前には一般の方々にとっては馴染みのない言葉だったと思います。この内部被曝について申し述べます。

被爆者は、身体の外から高線量の放射線を浴びただけではありません。原爆炸裂によって生じた大量の放射性物質（放射性微粒子）が大気中に散乱し、呼吸や飲食によってそれを身体の中に取り込みました。それらの放射性物質は、身体の中で微弱とは言え、放射線を出します。これを

内部被曝と言います。その内部被曝によって被爆者の身体は、侵され続けてきました。よく知られている白血病や各種のガンだけではありません。甲状腺障害、免疫障害、心筋梗塞、脳梗塞など、被爆者は戦後さまざまな病気に苦しめられてきたのです。

ところで、放射線が人体に与える影響は解明済みの領域は小さく未解明の領域が非常に大きいのですが、現時点での放射線防護学の大勢は、外部被曝と内部被曝とを区別せず照射された放射線量の大小のみを基準として人体への損傷を推し量る見地に立っています。そうした立場から、厚生労働省は「それらの病気は原爆と関係ない」と言うのです。

厚労省は、爆発から一分以内に放出された初期放射線（半径2キロ程度の範囲にしか到達しない）による外部被曝の被害は認めても、残留放射線による被害はほとんど認めず、内部被曝による健康被害については全面的に否定するのです。外部被曝と内部被曝とのメカニズムの違いを無視し、「低線量の内部被曝に健康被害はない」と言うのです。

厚労省のこの主張は、私たち被爆者がわが身で体験した事実と反する、誤った主張であるしか思えませんでした。こうして原爆症認定集団訴訟が始まりました。2003年4月から全国で306名の被爆者が、「私の病気は原爆が原因だと認めてもらいたい」と、17の地方裁判所に提訴したのです。

## 6. 外部被曝と異なる内部被曝のメカニズム

放射性物質にはさまざまな核種がありますが、その核種が呼吸や飲食を通じて体内に取り込まれると、それぞれの核種は相性のいい臓器に蓄積されます。例えば、ヨウ素は咽喉部に、ストロンチウムは骨に、プルトニウムは肺に蓄積されるのです。今回の事故で広く知られることとなったセシウムの場合は、筋肉に蓄積されます。

身体の外からの外部被曝の場合、放射線の発生源から遠ざかったり遮蔽物を置けば、被曝を避けることが出来ます。ところが、内部被曝の場合は、避けようがありません。排泄作用によって体外に排出しない限りは、慢性的永続的にかつ特定の部位に局所的に放射線を浴びせ続けるのです。ガンマー線や中性子線と違って、アルファ線やベータ線の体内での飛距離は1センチ以下だそうです。その1センチの範囲内には数知れない多数の細胞が存在し、放射線はその細胞膜や遺伝子を損傷し続けるのです。

人間の身体には免疫力や修復力があるため、それらの損傷が直ちに健康障害を起こす訳ではありません。しかし免疫力が落ちることもあり、損傷箇所が多いと修復ミスも起こります。こうして内部被曝は、数年後から数十年後にガンをはじめとするさまざまな疾病をもたらすのです。

外部被曝と内部被曝とは全く違ったメカニズムで人体に損傷を与えるものであり、内部被曝の場合ごく僅かな線量であるにもかかわらず、深刻な被害をもたらすのです。こうした内部被曝のメカニズムは、分子レベルの生物学や分子レベルの医療計測機器の発達に伴って近年になってようやく解明の端緒が切り開かれ始めたところなのです。

ところで原爆症認定集団訴訟の結果は、個別事情による被爆者敗訴が1件ありましたが、その敗訴判決を含めて6つの高裁を含む30の全ての判決で、裁判所は内部被曝が深刻な健康被害を与えた危険性を指摘しました。それまで余り知られていなかった低線量被曝、内部被曝の危険性に

警鐘を鳴らしたこの裁判所の判断は、画期的なものでした。一連の判決は、被爆者の苦悩を正面から受け止めたばかりでなく、福島原発事故の被災者救済にも通じる非常に意義深いものでした。

## 7. 人類は核兵器とも原発とも共存出来ない

被爆者の多くは戦後さまざまな病気に苦しんできましたが、同時に、比較的健康的な場合であっても人知れぬ不安におののきながら過ごした半生でもありました。

戦後初期には「被爆した子供は20歳まで生きられない」とささやかれたこともありました。私の場合比較的元気に過ごしてきましたが、20歳代の青年期には、被爆者である自分は遺伝の影響を考えると、果たして結婚しても良いのだろうか、結婚する資格があるのだろうかと深刻に悩みました。結局は結婚相手にその不安を打ち明けて結婚に至りましたが、次に深刻な不安に襲われたのは、子たちの誕生のときでした。

私には3人の子が居ますが、とりわけ第一子の誕生の際には放射能の影響が現われないかと不安に襲われました。出産予定日が近づくにつれて不安は段々大きく膨れ上がっていきました。結婚することやわが子の誕生は、本来なら人間誰もが喜んで待ち受けるものですが、私たち被爆者は不安におののきながらそれを迎えているのです。この事実を、ぜひ知って頂きたいところです。被爆者は誰もが、こうした不安を抱えて生きてきました。そしてまた、今は元気な子や孫たちであっても、たとえば健康診断などで異常値などが出たと知らされたときには、自分が被爆したことが原因なのかとわが身を責める被爆者は少なくありません。

だからこそ、被爆者の誰もが、「こんな辛い人生は自分だけにしてもらいたい」「再び被爆者をつくらなくてももらいたい」と願って、「核兵器の廃絶を」と国の内外で訴えてきました。私個人もアメリカなど5カ国を訪問し、市民にノーモア・ヒバクシャと訴えて参りました。ところが、福島第一原発の事故によって、思いがけない形で膨大な数のヒバクシャが生み出されてしまったのです。

私たちが背負ってきたと同じ不安が、とても悲しいことですが、今般の原発事故によって福島の青少年たちも背負うことになってしまいました。新聞報道で見たのですが、ある女子高校生が「私は将来結婚できるのでしょうか」と教師に問いかけたそうです。痛ましく、悲しい限りです。本来なら明るく希望に満ちているはずの青年たちの未来を、原発事故はどす黒い不安なものに変えてしまったのです。

また事故発生後一年半を経た今も、福島では16万人もの方々が避難を余儀なくされ仮設住宅などでの不自由な生活を強いられています。このような悲しく痛ましい事実に関心を致すとき、被爆者としての私は「核兵器はもちろんのこと、原発も人類とは共存できない」との認識に到達しました。「核兵器も原発もない社会」の来ることを、私は切実に願っています。

最後に、お願い申し上げます。当裁判所におかれては、中央構造線に近接する伊方原発の特別に大きい危険性に着目して頂き、運転差し止めを求める私どもの訴えをお認め下さるよう切にお願い申し上げます。私の意見陳述を終わります。

以上